

西宮市工業用水道給水管設置経費支援制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西宮市上下水道局（以下「上下水道局」という。）が行う工業用水道給水管設置経費支援制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「契約事業者」とは、新たに工業用水道の給水を受けようとする者及び既に給水を受けている者をいう。

2 この要領において「給水管」とは、上下水道局が設置した工業用水道の配水管に接続する部分から契約事業者の水量メーターに至るまでの管およびこれに付属する給水用具をいう。

3 この要領において「経費」とは、給水管を設置するために必要な工事費をいう。

(支援の対象等)

第3条 上下水道局は、工業用水（特定給水を含む。以下同じ。）を新規かつ基本使用水量（特定給水の場合は特定使用水量。以下、同じ。）500 m³/日以上の使用を給水開始後継続して10年以上続けることが確約できる契約事業者に対し、給水管の設置経費（上下水道局が給水管を設置するための工事を施工する場合に限る。）の一部または全部を負担することができる。

2 上下水道局は、工業用水の基本使用水量を500 m³/日以上増量し、かつ増量後継続して10年以上の使用を続けることを確約できる契約事業者に対し、給水管の設置経費（上下水道局が給水管を設置するための工事を施工する場合に限る。）の一部または全部を負担することができる。

(支援の申込み)

第4条 経費の支援を申し込もうとする契約事業者（以下「申込者」という。）は、給水の申込みを行う際に併せて「西宮市工業用水道給水管設置経費支援申込書（別記様式1）」「工業用水道の使用に関する誓約書（別記様式2）」を西宮市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申込書の提出があったときは、その内容を審査の上、経費負担の可否を決定し、その結果を書面により、申込者に対して通知するものとする。

3 管理者は、第1項の規定による申込みを受けた場合であっても、正当な理由があるときは、負担を拒むことができる。

(負担限度額)

第5条 第3条の規定により上下水道局が負担することができる経費の額は、500万円(消費税額等含む。)を限度とする。

- 2 経費の額が前項の規定の負担限度額を上回る場合には、経費のうち当該上回る額については、申込者がこれを負担するものとする。
- 3 負担額は、第1項の規定にかかわらず、当該年度予算額を限度とする。

(経費の精算)

第6条 上下水道局は、給水管を設置するための工事が完成したときは、速やかにその経費を精算するものとする。

- 2 前項の場合において、前条第2項の規定により申込者が負担すべき経費の額があるときは、管理者は、速やかに当該負担すべき経費の額及び納付期限を決定し、書面により通知するものとする。
- 3 申込者は、前項の規定による通知があったときは、納付期限までに負担すべき経費の額を納付しなければならない。
- 4 申込者は、工業用水の使用期間が給水または増量の開始後10年に満たないときは、上下水道局が負担した経費を全額返金しなければならない。ただし、管理者が認める場合はその限りではない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。